

八代広域行政事務組合議会
令和2年10月定例会・会議録
(第1号)

主要目次

1. 管理者提出案件4件・説明	3
-----------------	-------	---

令和2年10月29日(木曜日)

八代広域行政事務組合議会 令和2年10月定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和2年10月29日（木）

1. 招集場所 八代広域行政事務組合議場

1. 出席議員及び欠席議員の氏名

(1) 出席議員（9人）

1番 増田一喜君	2番 成松由紀夫君
3番 百田隆君	4番 橋本幸一君
5番 村川清則君	7番 山本幸廣君
8番 堀徹男君	9番 西尾正剛君
10番 上田健一君	

(2) 欠席議員（1人）

6番 中村和美君

1. 説明のため会議に出席した者の職、氏名

管理者 中村博生君（八代市長）

副管理者 藤本一臣君（氷川町長）

監査委員 江崎眞通君

消防長 谷井祐典君、次長兼危機管理監 坂井寿弘君、

次長兼八代消防署長 上野三郎君、会計管理者兼会計課長 竹永功治君、

鏡消防署長 塚本正義君、警防課長 垣下孝幸君、

指令課長 今田博士君、予防課長 濱田克一君、

総務課長 谷口研朗君

1. 職務のため議場に出席した職員の職、氏名

総務課長補佐兼総務係長 久保田宏之君、同課人事教養係長 久保田鉄也君、

同課財政係長 田村修君、同課主任 村上正樹君、同課主任 東坂宰君

1. 議事日程（第1号）

日程第1 会期の決定

日程第2 議第4号 令和元年度八代広域行政事務組合一般会計
歳入歳出決算について

日程第3 議第5号 令和2年度八代広域行政事務組合一般会計
補正予算（第3号）について

日程第4 議第6号 専決処分の報告及びその承認について

日程第5 議第7号 専決処分の報告及びその承認について

1. 会議に付した事件

1. 日程第1

1. 日程第2

1. 日程第3

1. 日程第4

1. 日程第5

1. 休会の件（10月30日から11月18日まで）

(午前10時00分 開会)

○議長（橋本幸一君） おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

これより、八代広域行政事務組合議会令和2年10月定例会を開会いたします。

— 議長の諸報告 —

○議長（橋本幸一君） 諸般の報告をいたします。

本日、管理者から議案4件が送付され、受理いたしました。

その余の報告は、朗読を省略いたします。

○議長（橋本幸一君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりです。

— 日程第1 —

○議長（橋本幸一君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から11月19日までの22日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

— 日程第2～日程第5 —

○議長（橋本幸一君） 日程第2から日程第5まで、すなわち議第4号から同第7号までの議案4件を一括議題とし、これより提出者の説明を求めます。

◎管理者（中村博生君） 議長。（挙手）

○議長（橋本幸一君） 管理者 中村博生君。

（管理者 中村博生君 登壇）

◎管理者（中村博生君） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

本日は、八代広域行政事務組合議会、令和2年10月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中にご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本年7月2日開催の当組合臨時議会の2日後、7月4日未明に発生いたしました令和2年7月豪雨では、球磨川が氾濫し、流域においては家屋の浸水や倒壊、多数の死者や行方不明者を出す大災害となりました。

管内におきましても坂本地域を中心に甚大な被害が発生し、4名の方々の尊い命が失われ、1名の方が未だ行方不明となっております。

また、建物についても、522件が全壊、455件が床上浸水となるなど、多

くの被害が発生いたしました。

お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、ご遺族の皆様には衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

当組合におきましては、今回の大災害で、初めて受援を依頼する事態となり、緊急消防援助隊の各県大隊や航空部隊をはじめ県内応援隊、消防庁からはリエゾンなどの応援をいただき、浸水地域からのヘリでの救出、及び被災地から避難所への誘導等、迅速な救助活動を実施することができました。

また、管内の坂本分署においても甚大な被害が発生し、現在は坂本の里一灯苑北側にコンテナハウスによる応急仮設事務所を開設し、消防業務を行っております。今回の補正予算において関連経費を提案させていただいております。

管内の消防力を維持するためにも、一刻も早く坂本町の防災拠点として再開し、地域住民の方々が安心して生活できるよう、環境を整えてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

全国的にも未だ終息する様子はなく、感染者数もピーク時に比べますと減少傾向にあるものの、先日の熊本市内の夜の街や阿蘇市の病院で発生したクラスターにより、感染拡大が懸念されております。

他県の消防においても、クラスターの発生事案があり、今月で言いますと23日に相模原市消防本部で6名の感染、15日に夕張市消防本部で7名の感染が発覚しております。

中でも夕張市消防本部の事案は、職員41名中7名が感染し、消防本部としての体制が不足することとなり、近隣の消防本部からの応援が必要になったということでありました。

消防庁からも再度の感染防止対策を徹底するよう通達がありましたことから、当組合におきましても、感染防止資機材の確保、並びに消防本部内での感染防止対策の徹底や感染者発生時の対応など、感染防止対策を徹底するよう職員へ通知を行ったところでございます。

それでは、提案理由の説明に先立ちまして、最近の消防本部の動向について、ご報告申し上げます。

まず、日本中央競馬会ウインズ八代様から、エアーコンプレッサー1式とウェブカメラ16台、一般財団法人救急振興財団様から、心肺蘇生訓練用生体人形成人・乳児それぞれ1体とAEDトレーナー1台を寄贈いただきました。

ウインズ八代様、救急振興財団様には、厚く御礼申し上げますとともに、寄贈いただきました品々は、当消防本部の消防活動や救急活動に役立たせていただきます。

次に、消防表彰1件について、御報告いたします。

本年9月12日に、八代市植柳新町二丁目で発生した火災事案において、建設中の建物付近からの火災を発見し、迅速な通報と素早い消火活動により、被害を最小限に抑えられた功績に対し、10月13日に3名の方を消防署長表彰として表彰いたしました。改めて、被表彰者の方々に、御礼を申し上げます。

最後に、人事異動関係ですが、14名の新規採用職員が、約半年間に及ぶ消防学校での初任教育を修了しましたことから、10月1日付けで人事異動を行い、新たな体制で業務を開始したところでございます。

以上が、最近の消防本部の動向についてであります。

それでは、本議会に提案しております議案4件について、御説明いたします。

議第4号は、令和元年度八代広域行政事務組合の一般会計歳入歳出決算で、決算事務が完了し、監査委員の決算審査も終了しましたので、その認定をお願いするものでございます。

議第5号の令和2年度八代広域行政事務組合一般会計補正予算第3号につきましては、7月豪雨災害で被災した坂本分署の車両3台、空気呼吸器、及び庁用備品の購入、また消防ポンプ自動車の繰上償還等に係る補正予算でございます。

議第6号の、専決処分の報告及びその承認につきましては、議第5号と同じく、被災した坂本分署の復旧事業として、コンテナハウスリース等に係る補正予算第1号で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものでございます。

議第7号の、専決処分の報告及びその承認につきましては、議第5号、及び議第6号と同じく、被災した坂本分署の復旧事業としての仮庁舎プレハブリース料や、指令システム設置委託料などに係る補正予算第2号で、こちらも地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

以上が、各議案の提案理由の説明となります。詳しい内容につきましては、この後、消防長が説明いたします。

よろしくご審議のうえ、何とぞ御賛同いただきますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

◎消防長（谷井祐典君） 議長。（挙手）

○議長（橋本幸一君） 消防長 谷井祐典君。

（消防長 谷井祐典君 登壇）

◎消防長（谷井祐典君）おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、今回提案をいたしております議第4号・令和元年度八代広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。

お手許の決算書6、7ページをお開きください。

表下段、歳入合計の欄でございますが、予算現額21億2790万円に対しまして、調定額、収入済額ともに21億3313万5854円で予算現額と収入済額との比較が523万5854円であります。

次に8、9ページをお開きください。

表下段、歳出合計の欄ですが、予算現額21億2790万円に対しまして支出済額20億7938万8790円、不用額が4851万1210円でございます。

10ページをお願いいたします。

歳入総額から歳出総額を差し引きました額は5374万7064円となります。詳細な内容につきましては、11ページ以降の事項別明細書により御説明いたします。

それでは14、15ページをお開きください。

まず、歳入ですが、右ページの収入済額の欄により御説明いたします。

款1・分担金及び負担金の収入済額は20億4983万円で、組合規約に定める負担割合に基づき、八代市、氷川町それぞれご負担いただいたものでございます。八代市の負担金額は18億1994万1000円、氷川町の負担金額は2億2988万9000円でございます。

款2・使用料及び手数料の収入済額は422万5219円で、消防使用料として自動販売機、及び電柱の設置に伴う行政財産の使用料14万9369円、消防手数料として、危険物や煙火申請、り災証明等に伴う手数料407万5850円を収入いたしました。款3・国庫支出金の収入済額は、消防施設整備費補助金として1259万2000円を収入いたしました。

款4・財産収入の収入済額は134万3725円で、自動販売機設置料であります財産貸付収入として95万6184円、退職手当基金など3つの基金の預金利息分であります財産運用収入として3万2541円、廃車車両3台を売り払った収入であります財産売却収入として35万5000円を収入いたしました。

款5・繰越金の収入済額は767万3862円で、これは平成30年度からの繰越金でございます。

16、17ページをお開きください。

款6・諸収入の収入済額は1317万1048円で、歳計現金の預金利子の1202円と、雑入1316万9846円でございます。

雑入の主なものとしましては、熊本県防災消防航空隊へ副隊長として派遣しました職員の人件費に対する県からの負担金713万5009円、高速道路救急業務支弁金351万6615円などでございます。

款7・組合債の収入済額は4430万円で、これは八代署消防ポンプ自動車、新開分署災害対応特殊救急自動車、本部連絡車の更新に充当したものでございます。以上が歳入の決算内容でございます。

続いて歳出について御説明いたします。18、19ページをお開きください。

19ページの支出済額の欄にて、千円未満を切り捨てて御説明いたします。

款1・議会費の支出済額は71万7000円で、その内訳は、各節の備考欄に記載していますように、議員報酬や行政視察旅費など、議会運営に要した経費でございます。

款2・総務費の支出済額は3407万7000円であります。

まず、項1・総務管理費の支出済額は3405万9000円ありますが、これは節11・需用費の組合広報紙発行の印刷製本費及び庁舎等の修繕料などに要した費用1156万1000円、節13・委託料の庁舎清掃や法制支援・例規管理システム保守委託などに要した費用833万4000円でございます。

20、21ページにまいりまして、節25・積立金は、退職手当基金や庁舎建設基金への積立金1003万2000円主なものでございます。なお、項1・総務管理費の不用額196万5000円は、主に委託料の入札残によるものでございます。

続きまして、款3・消防費の支出済額は19億6157万7000円であります。

目1・常備消防費の支出済額は17億2963万1000円で、節2・給料か

ら節４・共済費までの主に消防職員２１３人、再任用職員６人分の人件費１５億８２７４万１０００円でございます。

節９・旅費の支出済額３３１万５０００円は、職員研修や学校入校、救助大会出場に伴う支出でございます。

２２、２３ページをお開きください。

節１１・需用費の支出済額４１０１万１０００円は、主に車両の燃料費、各庁舎の電気代などの光熱水費、車両や各種資機材等の修繕料に要した費用でございます。なお、不用額６２６万３０００円は、車両や各種資機材等の修繕に伴う入札残や消耗品費や光熱水費などの節約によるものでございます。

節１２・役務費の支出済額は１１４４万６０００円で、その主なものとしまして通信指令回線や各課署電話回線使用料等の通信運搬費、各種申請の手数料、消防車両等の自動車保険料に要した費用でございます。

節１３・委託料の支出済額は２８７９万円で、職員健康診断や高機能消防指令システム保守委託などに要した費用でございます。

節１４・使用料及び賃借料の支出済額は１９７２万１０００円で、その主なものとしまして仮眠用寝具やパソコン、防火衣のリース料でございます。なお、不用額１０１万９０００円は、寝具リース料の入札残やコピー料の経費節減努力によるものでございます。

節１８・備品購入費の支出済額は３２０１万７０００円で、その主なものとしまして、消防ホースなどの機械器具費、消防職員の被服購入費、山岳救助資器材、隊員用トランシーバーなどの災害対策強化費でございます。

不用額３７７万３０００円は、これらの入札残によるものでございます。

節１９・負担金、補助及び交付金の支出済額は９１９万３０００円で、その主なものとしまして、救急救命士研修所や熊本県消防学校など入校経費に要した費用でございます。

２４、２５ページをお開きください。

目２・消防施設費の支出済額は６３８７万２０００円で、主なものとしては、節１８・備品購入費６２４５万４０００円で、八代署消防ポンプ自動車、新開分署災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材、そして、本部連絡車を更新整備したものであります。なお、不用額３０４万６０００円は、入札残によるものでございます。

次に、目３の特別防災費の支出済額１億６７５８万１０００円ですが、これは石油コンビナート等災害防止法に基づく経費として、八代市が全額を負担するものでございます。主なものとしましては、節２・給料から節４・共済費までの消防職員２０人分の人件費に要した費用１億５８９８万４０００円でございます。なお、旅費以下は常備消防費と同様の支出内容でございます。

２６、２７ページをお開きください。

次に、款４・公債費では８３０１万５０００円を支出いたしました。

内訳につきましては、目１元金の償還額７８９６万８０００円、目２利子の償還額４０４万７０００円です。

最後に、款５災害復旧費及び款６予備費については、支出はございませんので、歳出総額は２０億７９３８万８０００円となります。以上が、歳出の内容でござ

います。

次に28ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額21億3313万6000円、歳出総額20億7938万9000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた、いわゆる形式収支は5374万7000円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は、そのまま5374万7000円となります。

以上で、一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。

続きまして、財産に関する調書について御説明いたします。財産に関する調書の2ページ、3ページをお開きください。

1. 公有財産のうち、土地及び建物において、その他の行政機関の消防施設の土地（地積）の欄で、決算年度中の増減高として、209.67平方メートル増加しており、決算年度末現在高が2万1335.15平方メートルになっております。これは消防庁舎建設事業で説明しました（仮称）新開消防署庁舎建設予定地合筆登記における里道水路分の増加によるものでございます。3ページの建物につきましては増減はありません。

続きまして4ページをお願いいたします。2. 物品につきましては、八代市物品管理規則に基づく取得価格100万円以上を計上し、令和元年度は一般財団法人、救急振興財団からの寄贈により、新たに救急普及啓発広報車が1台、また、総務省消防庁から高機能救命ボートが1台無償貸与されたことにより、2台が決算年度中の増となりますので合計で103台となります。

次に、5ページの基金に関しましては、一般会計で3つの基金がありますが、それぞれの基金へ積立てを行った結果、前年度末に比べますと合計で1003万3000円の増額となり、現在高は6382万6000円となりました。主なものとしまして、退職手当基金は利子分1万8000円を積み立て、年度末の現在高は3001万6000円となりました。

庁舎建設基金は新たに1000万円、利子分1万5000円、合計1001万5000円を積み立て、現在高3371万9000円となりました。

以上で、議第4号・令和元年度八代広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。

続きまして、議第5号・令和2年度一般会計補正予算・第3号につきまして御説明いたします。

補正予算書・第3号の1ページをお開きください。

7月豪雨災害で被災しました坂本分署の災害復旧に係る車両や庁舎備品など、坂本分署の運営に必要な整備のための補正予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9576万2000円を追加し、予算の総額をそれぞれ22億9030万7000円とすることを定めています。第2条では繰越明許費について、第3条では地方債の補正について定めております。

3ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費につきましては、坂本分署災害復旧事業における備品購入分で、年度内の納入及び支出が見込めないことから7642万円を計上しております。

第3表、地方債の補正では地方債の限度額を消防施設整備事業において20万

円を増額し、限度額を5710万円に、災害復旧事業においては7360万円を増額し、限度額を9420万円といたしております。

5ページが今回の補正予算額9576万2000円の事項別明細書で、その詳細について説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。

2. 歳入につきましては、款4・繰越金において20万5000円を増額、款5・諸収入において、節1・雑入としまして坂本分署の被災車両3台分の保険金2175万7000円を増額、款6・組合債において、節1・消防債としまして消防施設整備事業20万円と、災害復旧事業7360万円の計7380万円を増額するものでございます。

7ページをお願いいたします。

3. 歳出につきましては、款2・総務費の目1・一般管理費で、節17・備品購入費におきまして、被災した坂本分署仮設庁備品としまして65万3000円を計上いたしております。

款3・消防費の目1・常備消防費におきましては、節11・役務費において、仮庁舎の光回線架設料として24万6000円、節13・使用料及び賃借料において、パソコンやコピー機リース料として5万1000円、節17・備品購入費において、カラープリンターなどの庁用器具費、空気呼吸器などの機械器具費、レスキューコンビツールなどの災害対策強化費463万6000円を計上いたしております。

次に、目2・消防施設費におきましては、節17・備品購入費において、消防ポンプ自動車など説明欄に掲載の車両3台と、車載 端末装置及び車載無線機の購入費用と併せまして7642万円を計上いたしております。

款4・公債費の目1・元金におきましては、節22・償還金利子及び割引料で、廃車に伴う消防ポンプ自動車の繰上償還としまして、1375万6000円を計上いたしております。

最後に、8ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書において、今回の地方債7380万円の増額分を加え、当該年度末現在高見込額は9億1976万9000円となります。

以上で、議第5号・令和2年度八代広域行政事務組合一般会計補正予算・第3号の説明を終わります。

続きまして、議第6号の専決処分の報告及びその承認につきまして、御説明いたします。議案書の議第6号の2ページをお願いいたします。

本議案は、議第5号と同様、被災した坂本分署の災害復旧に係るコンテナハウスのリース経費、及び使用不能となった職員の被服、並びに庁用備品など早急な運用開始に必要な経費を計上した一般会計補正予算・第1号で、緊急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから 地方自治法第179条第1項に規定する専決処分を8月24日に行ったもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

内容について説明させていただきますので、4ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ425万6000円を追加し、予算の総額を21億7035万6000円と定めております。第2条では、地方債の追加について定めております。

6ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正としまして、被災した坂本分署に係る災害復旧事業として400万円を限度に借り入れるものでございます。

8ページをお願いいたします。

今回の補正予算額425万6000円の事項別明細書で、その詳細について説明させていただきますので、9ページをお願いいたします。

2. 歳入につきましては、款4・繰越金において、節1・繰越金としまして、25万6000千円を増額、款6・組合債において、節1・消防債としまして、災害復旧事業400万円を増額するものでございます。

10ページをお願いいたします。

3. 歳出につきましては、款2・総務費の目1・一般管理費で、節13・使用料及び賃借料におきまして、坂本分署仮設庁舎コンテナハウスリース料としまして、146万1000円を計上いたしております。

款3・消防費の目1・常備消防費におきましては、節10・需用費において、救急資機材用バッテリー等の消耗品費として15万7000円、節17・備品購入費において、冷蔵庫などの電化製品等庁用器具費、及び職員の被服費として、263万8000円を計上いたしております。

以上で、議第6号・専決処分及びその承認についての説明を終わります。

最後に、議第7号の専決処分の報告及びその承認につきまして、御説明いたします。議案書の議第7号の13ページをお願いいたします。

議第5号、及び議第6号と同様、被災した坂本分署の災害復旧に係る一般会計補正予算・第2号で、議第6号で説明いたしましたコンテナハウスが、緊急的措置として設置した簡易的なもので、令和3年3月12日までの契約となっており、その後は、仮設庁舎としてプレハブにより運用を開始していくことから、そのリース料、及び今後運営するために必要な仮設庁舎付帯設備に係る経費を計上したものでございます。

議第6号と同様、緊急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項に規定する専決処分を9月14日に行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

それでは、内容について説明させていただきますので15ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ2418万9000円を追加し、予算の総額21億9454万5000円と定めています。第2条では債務負担行為の設定を、第3条では地方債の補正について定めております。

17ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為においては、プレハブによる坂本分署仮設庁舎リース経費として、期間を令和3年度から令和7年度までの5年間で、限度額を1億1316万円といたしております。

第3表、地方債の補正におきましては、被災した坂本分署に係る災害復旧事業として地方債1660万円を追加し、限度額を2060万円といたしております。

19ページをお願いいたします。

今回の補正予算額2418万9000円の事項別明細書で、その詳細について

説明させていただきますので20ページをお願いいたします。

2. 歳入につきましては、款4・繰越金において、節1・繰越金としまして10万5000円を増額、款5・諸収入において、節1・雑入としまして、被災した坂本分署の指令システム端末装置等の保険金748万4000円を増額、款6・組合債において、節1・消防債としまして、災害復旧事業1660万円を増額したものでございます。

21ページをお願いいたします。

3. 歳出につきましては、款2・総務費の目1・一般管理費におきましては、節12・委託料において、坂本分署の指令システム端末装置等設置委託料としまして1540万円、節13・使用料及び賃借料におきまして坂本分署プレハブリース経費としまして、令和3年3月の1か月分のリース経費191万8000円、節17・備品購入費におきまして庁舎用の非常発電機購入費としまして561万円をそれぞれ計上いたしております。

款3・消防費の目1・常備消防費におきましては、節17・備品購入費において、携帯無線機等の機械器具費、トランシーバーの購入など災害対策強化費としまして126万1000円を計上いたしております。

以上で、議第7号の専決処分及びその承認についての説明を終わり、これで議第4号から議第7号までの議案4件の説明を終わります。

御審議の程、よろしくをお願いいたします。

○議長（橋本幸一君） 以上で、提出者の説明を終わります。

○議長（橋本幸一君） 日程第2から日程第5までの議案4件の議事を、しばらく中止いたします。

— 休会の件 —

○議長（橋本幸一君） この際、休会の件についてお諮りいたします。

明10月30日から11月18日までは休会といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

○議長（橋本幸一君） 日程第2から日程第5までの、議案4件の議事を再開いたします。

○議長（橋本幸一君） この際、お諮りいたします。

本4件に対する本日の議事はこの程度にとどめ、延会といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、明10月30日から11月18日までは休会とし、次の会議は、11月19日定刻に開き、質疑並びに一般質問を行います。

質疑並びに一般質問御希望の諸君は、明10月30日正午までに発言通告書をご提出ください。

○議長（橋本幸一君） 本日は、これにて延会いたします。お疲れ様でした。

（午前10時45分 延会）